

令和2年5月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村 慎



諮詢期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間を要しているため30日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢を行うことができません。

なお、諮詢の予定時期につきましては、本日から2か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法修習生の基本給付金の金額を決定するに当たり、司法修習生の置かれている状況（裁判所法67条の2第3項）を最高裁判所がどのように勘案したかが分かる文書

2 苦情の申出がされた日

4月17日付け（同月20日受付）

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

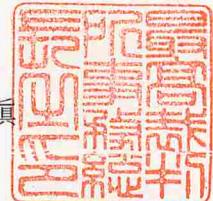
最高裁秘書第1582号

令和2年7月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

3月16日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を開示したことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

司法修習生の基本給付金の金額を決定するに当たり、司法修習生の置かれている状況（裁判所法67条の2第3項）を最高裁判所がどのように勘案したかが分かる文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第1718号

令和2年7月28日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法修習生の基本給付金の金額を決定するに当たり、司法修習生の置かれて
いる状況（裁判所法67条の2第3項）を最高裁判所がどのように勘案したかが分
かる文書

2 苦情の申出がされた日

令和2年4月20日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）謝問第11号

(2) 謝問日

令和2年7月20日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1719号

令和2年7月28日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

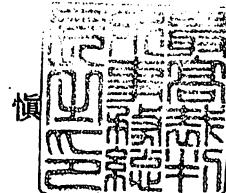
諮問番号 令和2年度（最情）諮問第11号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年7月20日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

司法修習生の基本給付金の金額を決定するに当たり、司法修習生の置かれている状況（裁判所法67条の2第3項）を最高裁判所がどのように勘案したかが分かる文書（以下「本件開示申出文書」という。）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和2年3月16日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 司法修習生の基本給付金の額は、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則（平成29年最高裁判所規則第3号）第2条に規定されている。同規則は、裁判所法67条の2第3項の規定に基づき、修習給付金に関する政府の制度設計等を踏まえて制定されたものであり、最高裁判所において探索したところ、本件開示申出に係る文書は存在しなかった。

(2) よって、本件開示申出文書は存在しないことから、不開示とした原判断は相当である。